

第5回 学校規模適正化

一宮南地区協議会

会 議 録

(要点筆記)

と き 平成28年3月16日(水) 午後7時30分

と ころ 一宮市民局 2階会議室

【会議の概要】

1. 開会
2. あいさつ
3. 協議事項
 - 協議第6号 校名について(2)について
 - 協議第7号 校章について(1)について
 - 28年度一宮南地区協議会委員について
4. その他
5. 閉会

1. 開会

19時30分開会

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまより第5回学校規模適正化一宮南地区協議会が開会をされます。

2. あいさつ

(会長あいさつ)

3. 会議成立宣言

(会長) 議事に入ります前にこの会議の成立を報告いたします。本日の出席者は20名であります。協議会規則第6条第2項の規定により、会議は委員の半数以上の出席をもって成立することとなっております。よって定足数を満たしており、この会議が成立していることをご報告します。

次に、規則第6条第4項の規定により、市関係部局職員の協議会への出席を求めましたので報告します。これより協議事項に入ります。

4. 協議事項

(1) 協議第6号 校名について(2)

(会長) 協議事項の提案にあたり、「協議第6号 校名について(2)」を事務局よりご説明をお願いします。

協議第6号

校名について(2)について
校名について提出する。

平成28年3月16日提出

学校規模適正化 一宮南地区協議会
会 長

平成30年4月1日開校の学校名は、「穴粟市立 小学校」と決定する。

【提出理由】

一宮南中学校区での小学校規模適正化により設置する平成30年4月1日
開校の学校の名称を定める必要があるため。

(事務局) 協議第6号の説明をさせていただきます。P2の一宮南地区の総務部会で校名の第1次選考をしていただきました。これについては総務部会長より報告していただきます。まずは校名の応募総数と整理後の校名数について報告します。校名の応募について全部で476応募ありました。その内、無効応募は18件、有効応募は458応募ありました。有効応募を同一校名で整理した結果、114校名ありました。114校名についてはP3以降に資料を載せています。P5以降は応募理由、新校への願い等を抜粋して載せています。2月24日に総務部会において第1次選考をしていただきました。経過等については総務部会の部会長に報告をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

(総務部会長) 2月24日の総務部会で決定したことについて報告します。PTA代表4名、自治会代表4名、校長、事務局2名の出席のもと、提案事項について決定しました。114校名から10点程度に絞り込みをするにあたり、絞り込み方法について協議しました。まず1人5点程度選び集計をし、10点程度に絞り込むという流れを確認しました。114校名の中には同じ読み方で漢字が違うもの、同じ漢字で読み方が違うものがあるため、どのように取

り扱うべきか考えました。小学生の低学年の応募もたくさんあり、漢字が書きにくかったなどあるかもしれませんが、応募者の思いがあることも考えられることから、114校名応募のまま最終的に委員それぞれ5個以内で選び、P2の15校名にまとまりました。整理番号17、19、24、25は「いちのみやみなみしょうがっこう」と読みます。95、96は「はりまいちのみやしょうがっこう」と読みます。協議したルールに則り、そのまま提案しています。15校名の中で最終決定をお願いします。1点に決定後、漢字・ひらがななど書き方について手を加えることが適切という判断をすることもあるという含みも持たせながら1次案を提案したことも報告します。以上です。

(会長) 総務部会の方々、第1次選考ということでご苦労様でした。総務部会長より説明をいただきましたので、ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

《質問・意見なし》

(会長) 15点からの選考方法について事務局から提案があればお願いします。

(事務局) それでは選考方法について提案させていただき選考方法を決定いただきます。事務局からは15点の中から一度に決めるのではなく複数回の投票により決めていただくことを提案します。まず1回目の投票で1人3点程度の校名を記入し投票していただきます。上位から何点かに絞り込んで決選投票をします。2回の投票を提案します。1人何点投票するかは協議していただきますが、まずは2回の投票でよいか会長に確認をお願いします。

(会長) 2回で15点の中から決定するという事によろしいか。

《委員了承》

(会長) それでは2回ということで準備をお願いします。

(事務局) 1回目の投票について1人何点の投票にするのか、絞り込む点数については上位何点にするのか、もしくは投票結果を見て決めるのか協議をお願いします。

(会長) 1回目の投票は1人何点にするのか意見等ございますか。

《意見等なし》

(会長) 提案どおり3点としてよろしいですか。

《異議の声なし》

(会長) 事務局提案どおり 1 人 3 点の投票とします。

(事務局) 用紙をお配りします。その用紙に整理番号で 3 点の記入をお願いします。

《1 回目投票》

(事務局) 20 名出席で 1 人 3 票、全部で 60 票あり、1 回目の投票で 60 票入りました。投票結果は 1 番多かったのは 25. 一宮南小学校、2 番目が 95. はりま一宮小学校、3 番目は 2 点あり 24. 一宮みなみ小学校と 96. 播磨一宮小学校です。この 4 点に多くの票が入っております。この後、どこまで絞り込みをして 2 回目の投票をするか協議をお願いします。

(会長) 報告を受けて皆さんご意見ございましたらお願いします。

(委員) 一宮北地区が一宮北小学校と決まりましたが、一宮北小学校があるから一宮南小学校という安易な決め方になるなら応募もいらなかったのではと思います。よく考えていただきたいです。

(委員) 1 回目の投票については 3 点投票するということでしたが、2 回目については 1 番と思うものに 2 点入れるという投票方法はどうですか。

(会長) 2 回目の投票は 1 人 2 点投票で、1 校名に 2 点を投票してもよいし、2 校名に 1 点ずつ投票してもよいということによろしいですか。

(事務局) 15 校名の中からもう一度 1 人 2 点で投票するということでしょうか。

(会長) 上位 3 校名でいいのではないか。

(委員) 一宮南、播磨一宮は漢字とひらがなの違いですので、2 つから投票をし、漢字にするかひらがなにするかは決まってから決めるのはどうですか。

(事務局) 読み仮名は同じなので一つとして投票し、漢字を使うかひらがなを使うかは決定後に協議するということですか。整理番号 24. 25 を「一宮南」、95. 96 を「播磨一宮」として考えるということによろしいですか。

(会長) 2 点からなので 1 票投票でいいのではないですか。

(事務局) 投票は 1 人 1 票で、漢字でもひらがなでもいいので校名を記入をお願いします。

《2 回目投票》

(事務局) 播磨一宮 13 票、一宮南 6 票、一宮 1 票となりました。

(会長) 結果が出ました。皆さんご意見ありますか。13 票入っていますので播磨一宮小学校でよろしいですか。

《委員了承》

(事務局) 参考に実際に応募してくださった点数を報告することもできますが、報告はしなくてよろしいですか。

(会長) 報告は不要です。播磨一宮と決定させていただきます。書き方について、漢字やひらがななどありますがご意見をお願いします。

(委員) 「播磨」という漢字は難しいので、小学生にはひらがながいいと思います。「はりま」とひらがなで「一宮」と漢字はどうか。

(会長) 「はりま一宮」でよろしいですか。

《委員了承》

(会長) 13 票入りしましたので、「はりま一宮小学校」で決定します。よろしいですか。

(委員) 「はりま一宮」とすると所在地が一目瞭然になるのか、あるいはならないのか、ご意見があればお願いします。

(委員) 兵庫県宍粟市立はりま一宮小学校ということで地名が重複するようには感じます。

(会長) 他にご意見はありませんか。それでは新校の校名は「はりま一宮小学校」と決定することよろしいか。

《委員より了承の声とともに、拍手により決定》

(事務局) 2 回目の投票で「はりま一宮小学校」に決定したことを記録させていただきます。

(会長) 事務局から校名決定後についてありますか。

(事務局) この後、学校校章を決定していく必要がありますので、協議第 7 号として校章の選考方法について協議をお願いします。

(2) 協議第 7 号 校章について(1)

(会長) 「校章について」を提案説明願います。

(事務局) P8 協議第 7 号 校章について提案朗読させていただきます。

協議第7号

校章について(1)

校章について提出する。

平成28年3月16日提出

学校規模適正化 一宮南地区協議会
会 長

平成30年4月1日開校の学校校章は、公募により決定する。

【提出理由】

一宮南中学校区での小学校規模適正化により平成30年4月1日から設置する学校の校章については、学校名決定後、公募を行い、その中からもっとも相応しいものを選定しようとするもの。

(事務局) 正副会長会での協議を経て、校章デザインの公募を提案させていただきました。この後の協議により公募方式に決まりましたら、校章募集をする際に校名が「はりま一宮小学校」に決まったと地域の皆様にお知らせをする予定をしていますが、まずは校章デザインの公募について協議していただけたいと思います。具体的な方法については事務局で案がありますので協議をいただきたいと思います。まずは公募について採決をお願いします。

(会長) 質問・ご意見等がありますか。

(委員) 選考自体が難しいかもしれないので最初からプロに任せることはできないか。

(委員) 選定作業の最中にプロの方に参加していただくのはどうか。

(委員) 応募の中には良いものもあるだろうし、数点選ぶことは可能だとも思う。

(委員) 他小学校の校章は色々な図案が入っていて美しいものもありますが、子どもが真似して書くときは難しいです。

(委員) 子どもが関わる機会としていいと思います。最終的にはプロの方に入ってもらい、補正をするということを記入して応募したらどうかと思いま

す。

(事務局)公募することになりましたらフリーハンドで応募される方もあるかと思えます。決定後は補正作業を学校美術担当等の美術やデザインなどを得意とされている方をお願いをすることなども検討したいと思っています。

(会長)子どもも一般も公募をし、選考し最終プロなどに手直ししてもらうということによろしいか。

《異議なし》

(会長)事務局提案どおりで決定します。

(事務局) P8 公募により決定するという事に決定していただきました。具体的な案を P9.P10 に載せていますので確認をしていただきます。

1. 校章選考の方法は、「公募方式」決定いただいたとおりです。
2. 応募対象者は、神戸小、染河内小校区の人、ゆかりの人によろしいか。《異議ありの声なし》
3. 応募方法は、神戸小、染河内小、一宮南中で取りまとめ、宍粟市教育委員会まで郵送、応募箱設置場所に投かんでよろしいか。《異議ありの声なし》
4. 応募点数は 1 人 1 点によろしいか。《異議ありの声なし》
5. 留意事項は、カラー使用可、パソコン等ワープロ作品も可とする。但し印刷した作品を応募用紙に貼付の上、応募のこと。データによる応募は不可とする。図案の趣旨を記載、既存小学校校章は不可、未公表のオリジナル作品、一切の権利は宍粟市に帰属、採用後に色彩変更を含めた補作・修正あり
6. 応募期間は、42 日間（4 月 20 日～5 月 31 日）としてよろしいか。《異議ありの声なし》
7. 賞は、最優秀作品 1、優秀作品、佳作 計 10 点程度、最高 3 万—数千円相当謝礼によろしいか。《異議ありの声なし》
8. 選考方法は、総務部会 絞り込み選考、協議会で本選考としていますが、協議会委員で選考しながら美術にたけた方に入っていただくということによろしいか。《異議ありの声なし》

(委員)選考をする一人としてプロの方に総務部会から入ってもらい、何点か選び、協議会で決定するということはどうか。

(会長) 事務局、そのようなことは可能か。

(事務局) できないことはないと思います。これまでは美術の先生、小学校の先生の中でデザインにたけていらっしゃる方に入っていたことがあります。先生方以外でも推薦いただける方がいらっしゃれば交渉することもできると考えます。

(校長) 小学校の先生や美術の先生に頼むことも可能です。

(事務局) 何人か候補がおられるということなので相談をして頼むことも可能です。

(委員) 図案もあると思いますが、応募の趣旨が大切かと思います。

(会長) 総務部会と校長推薦の美術学校を出た方をお願いをして可能であれば一緒に選考するというのでいいか。

(校長) 4月・5月は学校行事等で多忙であり時期をずらしていただきたい。時間的にゆとりをもらえればありがたいです。

(事務局) 期間を5～6月、6月～夏休みまでというイメージでよろしいか。

(校長) 子どもに書かせたいが、全員に書かせるのか希望者だけに書かせるのか。

(校長) 全員書くことは難しいと思います。興味を持たせるようにはしたいと思います。高学年や中学校、美術部に協力してもらうなど取り組んだらいいと思う。

(委員) クラスで意見を出し合い授業の中で一つを作り上げていくというのはどうか。

(校長) 高学年はクラスの中で作り上げていくは可能と思います。

(会長) 校章の募集方法の説明はしたか。

(事務局) P10以降はまだ説明していません。団体での応募となると1人1点ではなく、1団体1点、1組織1点の応募になります。それを確認し次にいきたいと思います。

(会長) 子どもだけではなく、一般にも募集するという事ですので、事務局から説明をお願いします。

(事務局) P9を説明しましたが、P10の用紙を基に説明します。

新しい学校の名称は「はりま一宮小学校」に決定。ふさわしい校章を募集し

ます。一宮南地区協議会において、平成30年4月より、神戸小学校・染河内小学校が一つになり、新しい「はりま一宮小学校」として出発することが決まりました。あわせて、子どもたちが集う新生「はりま一宮小学校」にふさわしい校章を地域の皆さんから募集することとなりました。

○応募対象者

◇現在の神戸小学校・染河内小学校の通学区域にお住まいの人、また、ゆかりのある人

○応募方法

◇応募用紙に必要事項を記入の上、宍粟市教育委員会まで郵送または、応募箱へ入れて下さい。（FAX不可）

◇記入式で、1人につき1点のみの応募となります。

◇複数の色（カラー）使用は可。ただし、グラデーション（ぼかしや濃淡の段階的変化）は不可。

◇パソコン等のワープロ作成の作品も可。ただし、応募用紙に貼り付けて応募下さい。

◇図案の趣旨（100字程度）、住所、氏名、電話番号を指定箇所に記載して下さい。

○応募箱設置場所

①市役所 4階教育委員会教育総務課受付カウンター②一宮市民局まちづくり推進課③センターいちのみや④三方町出張所⑤一宮保健福祉センター⑥神戸小学校⑦染河内小学校⑧一宮南中学校

○応募にあたって次の点に留意してください。

(1)現在の校章デザインは使用できません。

(2)作品は、応募者が創作した未公表のオリジナル作品に限ります。

(3)作品に関する一切の権利は、宍粟市に帰属するものとします。

(4)応募作品は、色彩の変更を含めた補作・修正を行う場合があります。

(5)作品の著作権等について、第三者から異議申し立て、苦情などがあつた場合、応募者が対処することとします。

(6)応募に係る住所・氏名・電話番号などの個人情報、入選作品の発表のためのみに使用します。

○応募期間

現在は平成 28 年 4 月 20 日～5 月 31 日の 42 日間としています。

現在の校章のいわれを載せています。現在の校章もこのように決まっています。中学生以上はこの用紙を使用していただき、小学生以下は P12.13 を使用していただきます。1 人 1 点応募可能であることや、応募期間については引き続き協議していただきたいと思ひます。

(委員) 波賀小学校や一宮北小学校の応募数はどの程度でしたか。

(事務局) 両方 50 点程度です。100 点まではいきませんでした。また、中学生からの応募が多かったです。

(会長) クラスで代表者の名前を使用し応募してもいいのではないか。

(事務局) 問題はないが、一般の応募もあると思うので、一般応募とクラスからの応募という応募の違いがあるが、選考としては 1 点としてカウントすることについてご理解いただけたらと思ひます。

(会長) 小学校の場合はクラスでの応募も対応していただいてもいいということをお願いします。応募期間についてはあまりずらすのもよくないと思ひます。

(事務局) 一般の応募については市広報配布日に合わせて配布し、早めに始めさせていただき、学校は応募開始日を遅らせて、締切日を合わせるというのはどうか。

(会長) それでよろしいか。

《委員了承》

(会長) 公募するということをお願いします。これで協議第 7 号について終わります。

(3) 28年度一宮南地区協議会委員について

(会長) 「28年度一宮南地区協議会委員について」を事務局、説明をお願いします。

(事務局) 27年度委員になっていただき本日までに正副会長会、5回の協議会を開催しました。年度が替わりますが委員の選考にあたり各自治会長、PTA会長、校長先生方含め現在23名の委員の方がおられます。28年度もこのまま委員として継続をお願いしたいと思います。校長先生については現職の校長先生にお世話になります。PTA役員については新役員幹部の選考が終わっているかもしれませんが、スムーズな協議進行のために新しい役員様に加わっていただきたいと思います。現委員の皆様にも引き続き28年度もお願いしたいと思います。自治会長についても交代をされても引き続きお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

(会長) ご意見はありますか。次回は6月頃になるのですか。

(事務局) 6月以降になります。

(事務局) 神戸地区会長、染河内地区会長については両会長に確認をさせていただき、PTA関係の方については27年度の会長に確認をさせていただき、名簿を正副会長会で確認させていただき、本会ということによろしいか。

(会長) 神戸幼稚園、染河内幼稚園、一宮南保育所、一宮ひかり保育所の代表はどうするか。

(事務局) 皆様に引き続きお願いをしたいということには変わらないのですが、いかがでしょうか。

(事務局) 協議会発足時は小学校に上がられる幼稚園や保護者関係者にもこういった内容を知っていただくのがいいのではということで委員の構成時に入らせていただきました。幼稚園・保育所については在籍されている保護者の方に情報が伝搬するには、そのときの保護者様に入らせていただくのがいいと考えております。幼稚園・保育所については所属組織の伝搬が重要かと思えます。

(会長) 質問・ご意見ございますか。

(委員) 幼稚園は次々PTA会長が入ってくるほうがいいということですか。

(事務局) 小学校については役員構成が変わり、幼稚園については新しい会

長に2年間お世話になればと考えています。

(事務局)人数として両校区バランスがとれている方がいいと思いますので、PTA会長様含め学校と相談をさせていただくことでいいですか。

(委員)最初に聞いていたのは同じメンバーが最後まで残ると聞いていたと思います。幼稚園も同じように思っていた。新しい方が入るとゼロからのスタートとなり、協議会がスムーズに進まないのではないかと。

(事務局)次の会長様として追加で委員を増やしていくことも考えられます。両地区のバランスを考えたときに人数的なことそれがいいのではないかと。の思いです。

(会長)基本的には留任依頼をするということで校長や会長と相談してもらうことでどうか。事務局、新しい会長に入ってもらうということでどうか。

(事務局)わかりました。

(委員)保育所の代表は代わってもいいのではないかと。

(会長)個人的に意向を聞いていただき対応するというでどうか。

(事務局)わかりました。

(会長)基本的には残ってもらいますが、事務局から各委員に確認をしてもらうということによろしいか。

《異議なし》

(委員)校名が決定しましたが公表についてどのように取り扱えばよいか。応募した人に粗品を渡すということについて複数名あれば抽選するということですので、何名応募があったか教えてください。校名はどのような思いやイメージで校名決定したかを確認したい。

(会長)播磨地区というのはここしかない。播磨地域の中の一宮町にある学校というイメージでいいのではないかと。

(会長)協議会における2回の投票で決めたということになりますね。発表の場、新聞発表等はあるのか。

(事務局)校章募集のチラシで正式発表と考えています。また、市では毎月定例記者発表をしていますが、記者発表までに教育委員会で報告し、4月20日頃に記者発表することになると思います。校章募集のチラシ配布と同時期に新聞発表をすることになるかと思いますが、協議会は公開としており、子

ども達へのお知らせや、地域の方から問合せがあった場合には、はりま一宮小学校になったと答えていただいても差し支えないと思います。

（会長）正式発表は4月20日頃ですが、聞かれたら答えてもいいということでもよろしいということです。校名は決定しましたが、応募点数について事務局から報告してもらいたいと思います。

（事務局）応募点数を報告させていただきます。「はりま一宮小学校」1人、「播磨一宮小学校」1人です。選考の経過では、漢字ひらがな問わず選考しましたが、決定した校名はひらがなの「はりま一宮小学校」になりますので、応募人数は1人です。

（会長）他に事務局から何かありますか。

（事務局）マイナンバー制度が始まりました。旅費や謝金等を支払う際にマイナンバーをいただくこととなっています。本日も出席の皆様へ27年度の活動の謝金をお支払させていただく予定です。マイナンバーを教えてください、確認できる免許証を見せていただく等します。郵便で様式を送りますのでよろしくお願いいたします。

（校長）3月27日15時から神戸小学校で施設見学会を行います。実行委員会の方で興味のある方はご案内します。見学していただきご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

（委員）校章の公募について、留意事項で第三者から異議申し立て、苦情があった場合、応募者が対処するとなっていますが、個人での対処は難しいと思いますので、簡単なチェックや校章決定後の対応は市役所がしてもいいのではないかと。

（事務局）完璧な確認はできませんが、可能な範囲でしたいと思います。

（委員）決定後、異議・申し立てがあったときに応募者がすべて対応することはできないと思います。

（事務局）決定後のデザインは宍粟市に帰属するということになっていますので、そのようなことが起きた場合は市として受け止める必要があるとは考えますが、可能な限り事前にチェックをさせていただきます。

5. その他

（事務局）他に質問等ありますか。

《質問等なし》

(会長) それではこれで協議を終了します。

6. 閉会

(副会長) 本日は校名がはりま一宮小学校に決まりました。これからもお世話になると思いますがよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

午後 9 時 22 分閉会

第 5 回協議会出席者

- ・勝部会長（神戸地区自治会会長）
- ・多賀副会長（神戸小学校 P T A 会長）
- ・藤原憲男副会長（染河内地区自治会会長）
- ・畑尾副会長（染河内小学校 P T A 会長）
- ・大坪委員（東市場自治会会長）
- ・田路委員（曲里自治会会長）
- ・柴原委員（神戸小学校保護者代表）
- ・福田委員（神戸小学校保護者代表）
- ・東末委員（染河内小学校保護者代表）
- ・前田委員（染河内小学校保護者代表）
- ・秋田委員（神戸小学校保護者代表）
- ・檀山委員（神戸小学校保護者代表）
- ・勝木委員（染河内小学校保護者代表）
- ・金持委員（染河内小学校保護者代表）
- ・大前委員（神戸幼稚園保護者代表）
- ・藤原慎也委員（染河内幼稚園保護者代表）
- ・長野委員（一宮ひかり保育所保護者代表）
- ・田中委員（神戸小学校長）
- ・水口委員（染河内小学校長）
- ・長川委員（一宮南中学校）

特別出席者

- ・落岩一宮市民局長、中村企画総務部長

事務局

- ・藤原教育部長、椴谷教育次長、澤田教育総務課長、橋本教育総務課副課長